

議案第28号関係資料

特別職の職員の取扱いについて

平成 15 年 12 月
秋田市・河辺町・雄和町
合併協議会

行政制度等の調整方針（案）

（11）特別職の職員の取扱い

総務専門部会

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針（案）
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 特別職（三役、教育長等）の身分の取扱い	<p>【内容】 秋田市における常勤の特別職は、市長、助役（2名）、収入役、教育長、代表監査委員、水道および交通事業管理者の8名である。</p>	<p>【内容】</p> <p style="text-align: center;">任 期</p> <p>町長 ~平成19年5月14日 助役 ~平成16年7月6日 収入役 ~平成16年7月6日 教育長 ~平成17年10月12日</p>	<p>【内容】</p> <p style="text-align: center;">任 期</p> <p>町長 ~平成16年11月6日 助役 ~平成19年5月9日 収入役 欠員 教育長 ~平成17年3月11日</p>	<p>両町の特別職の職員は失職することになる。</p>	<p>河辺町および雄和町の特別職（三役および教育長）の身分の取扱いについては、秋田市長が合併後に別途定める。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
2 特別職(町長等)の給料	<p>【特別職の給料、報酬、費用弁償】</p> <p>市長 月額1,190,000円 助役 月額 912,000円 収入役 月額 833,000円 教育長 月額 718,000円 議長 月額 714,000円 副議長 月額 664,000円 議員 月額 634,000円 常勤監査委員 月額 602,000円 企業管理者 月額 713,000円</p> <p>【旅費】</p> <p>市長、助役、収入役、議長、副議長、議員、常勤監査委員、企業管理者 車賃 37円/1km 日当(1日につき) 3,000円 宿泊料(1夜につき) 14,800円 食卓料(1夜につき) 3,000円 鉄道賃、船賃及び航空賃</p> <p>【期末手当】</p> <p>市長、助役、収入役の支給割合 6月 100分の170 12月 100分の180 期末手当額 給与月額及び給与月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 在職期間に応ずる割合を乗じて 得た額とする</p> <p>【寒冷地手当】</p> <p>扶養親族3人以上 180,200円 扶養親族1~2人 153,000円 扶養親族なし 93,900円 その他 64,700円</p>	<p>【特別職の給料、報酬、費用弁償】</p> <p>町長 月額830,000円 助役 月額620,000円 収入役 月額580,000円 教育長 月額555,000円 議長 月額290,000円 副議長 月額257,000円 議員 月額245,000円</p> <p>【旅費】</p> <p>町長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員 車賃 30円/1km 日当(1日につき) 2,600円 宿泊料(1夜につき) 甲地方 13,100円 乙地方 11,800円 食卓料(1夜につき) 2,600円 鉄道賃、船賃及び航空賃</p> <p>【期末手当】</p> <p>町長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員 6月 100分の155 12月 100分の170 期末手当 給与月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 にその支給割合を乗じて得た額</p> <p>【寒冷地手当】</p> <p>秋田市と同じ</p>	<p>【特別職の給料、報酬の月額】</p> <p>町長 830,000円 助役 620,000円 収入役 585,000円 教育長 555,000円 議長 290,000円 副議長 257,000円 議員 245,000円 (常勤監査、企業管理者:制度なし)</p> <p>【旅費~上記特別職】</p> <p>車賃 : 37円 日当 : 県内ナシ、県外2,600円 宿泊料: 甲13,100円、乙11,800円 食卓料: 2,200円(実際は支給例なし) 鉄道賃、航空賃</p> <p>【期末手当】</p> <p>給料または報酬月額を1.20倍し6月に155/100、12月に170/100を乗じた額を支給</p> <p>【寒冷地手当】</p> <p>秋田市と同じ</p>	<p>両町の特別職の職員は、失職することになる。</p>	<p>秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3 各種委員の報酬・費用 弁償(その1)	<p>【委員報酬】</p> <p>教育委員 委員長：月額 128,000円 委員：月額 106,000円</p> <p>選挙管理委員 委員長：月額 71,000円 委員：月額 55,000円</p> <p>公平委員 委員長：月額 11,000円 委員：月額 9,000円</p> <p>監査委員 識見者：月額 224,000円 市議会議員：月額 56,000円</p> <p>農業委員 会長：月額 87,000円 会長代理：月額 55,000円 委員：月額 51,000円</p> <p>固定資産評価審査委員 委員長：日額 11,000円 委員：日額 9,000円</p> <p>国民健康保険運営協議会の委員 ：日額 8,800円</p> <p>選挙長：日額 10,700円 投票管理者：日額 12,700円 開票管理者：日額 10,700円 投票立会人：日額 10,800円 開票および選挙立会人 ：日額 8,900円</p> <p>その他の非常勤の職員 日額8,800円以内又は月額302,000円以内において市長が定める額。 ただし、特に高度の専門的な知識経験等を必要とする職務にある職員として市長が認めるものにあつては、日額62,000円以内又は月額622,000円以内</p>	<p>【委員報酬】</p> <p>社会教育指導員：月額 100,000円 教育委員会委員長：月額 35,000円 農業委員会会長：月額 35,000円 農業委員会の委員：月額 30,000円 教育委員会委員：月額 28,000円 監査委員 見識を有する者 ：月額 35,000円 議員選出 ：月額 20,000円</p> <p>情報公開審査会委員 ：日額 10,000円</p> <p>固定資産評価審査委員会の委員 ：日額 6,800円</p> <p>国民健康保険運営委員会委員 ：日額 6,800円</p> <p>選挙管理委員会の委員 ：日額 6,800円</p> <p>財産区管理会委員：日額 6,800円 公民館運営審議会委員 ：日額 6,300円</p> <p>社会教育委員：日額 6,300円 水防協議会委員：日額 6,300円 民生委員推薦委員会委員 ：日額 6,300円</p> <p>体育指導委員会委員：日額 6,300円 防災協議会委員：日額 6,300円 特別職報酬等審議会委員 ：日額 6,300円</p> <p>行政改革推進委員会委員 ：日額 6,300円 顕彰選考委員会委員：日額 6,300円 特別土地保有税審議会委員 ：日額 6,300円 環境保全審議会委員：日額 6,300円</p>	<p>【委員報酬】</p> <p>教育委員 委員長 月額35,000円 委員 28,000円</p> <p>選管委員 委員長 日額 8,000円 委員 7,000円</p> <p>監査委員 知識経験者月額35,000円 議員月額20,000円</p> <p>農業委員 会長月額35,000円 委員 30,000円</p> <p>固定資産評価審査委員日額 7,000円 国民健康保険運営協議会委員 日額 7,000円</p> <p>選挙長 日額10,400円 投票管理者 日額12,300円 投票立会人 日額10,500円 開票及び選挙立会人 日額 7,000円 学校医 1校(1施設)につき 年額71,000円または81,000円 その他 日額7,000円または8,000円</p>	<p>両町独自の委員に対する報酬等をどうするか。</p>	<p>原則として合併施行と同時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町独自の委員を継続する必要がある場合は、現行の報酬額を基本とする。なお、各事務事業の調整協議を踏まえ、所要の措置を行うものとする。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3 各種委員の報酬・費用弁償(その3)	<p>【費用弁償】 市議会議員が、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会に参会したとき 農業委員が農業委員会に参会したとき</p> <p>委員の住居と参会場までの片道の距離により支給</p> <p>4km未満 1日につき3,500円</p> <p>4km～8km未満 1日につき4,000円</p> <p>8km～10km未満 1日につき4,500円</p> <p>10km以上 1日につき5,000円</p> <p>【消防団】 団長 112,300円 副団長 81,900円 分団長 50,500円 副分団長 39,500円 部長 31,800円 班長 25,800円 団員 20,400円 費用弁償額 1回2,800円</p>	<p>【費用弁償】 日当(1日につき) 2,600円 宿泊料(1日につき) 甲地方 13,100円 乙地方 11,800円 食卓料 2,600円 その他 特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、管内における旅行については日当はこれを支給しない</p> <p>【消防団】 団長 60,000円 副団長 45,000円 分団長 40,000円 副分団長 35,000円 部長 30,000円 班長 25,000円 団員 20,000円 機関訓練、水・火災・警戒の場合 1回につき 2,000円</p>	<p>【費用弁償】 日当2,200円 車賃437円</p> <p>【消防団】 団長年額80,000円 ~ 消防団員年額20,000円</p>		

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
4 特別職報酬等審議会	<p>【概要】 市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議する</p> <p>【委員】 7人(その都度任命) 市の区域内の公共的団体等の代表者 その他住民のうちから任命</p> <p>【会議】 改正が必要となったとき開催</p> <p>【名称】 秋田市特別職報酬等審議会</p> <p>【目的】 市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議する</p> <p>【活動内容等】 特別職報酬等の額について審議する</p> <p>【委員等の構成】 7人(その都度任命) 市の区域内の公共的団体等の代表者 その他住民のうちから任命</p> <p>【活動の状況】 改正が必要となったときに開催</p> <p>【委員等報酬】 日額 7,300円</p>	<p>【概要】 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議する</p> <p>【委員】 10人(その都度任命) 町の区域内の公共的団体等の代表者 その他住民のうちから任命</p> <p>【会議】 改正が必要となったとき開催</p> <p>【名称】 河辺町特別職報酬等審議会</p> <p>【目的】 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議する</p> <p>【活動内容等】 議員報酬等の額について審議する</p> <p>【活動の状況】 改正が必要となったときに開催</p> <p>【委員等報酬】 日額 6,300円</p>	<p>【概要】 町長の諮問に応じ、議員及び特別職の報酬等の額について審議する</p> <p>【委員】 5人。町内の公共的団体等の代表者 その他町民のうちから町長がその都度任命</p> <p>【会議】 改正が必要となるとき開催</p> <p>【名称】 雄和町特別職報酬等審議会</p> <p>【報酬】 日額7,000円 と費用弁償</p>		合併施行と同時に秋田市の制度に統一する。
5 特別職(町長等)の各種手当	<p>【市長・助役・収入役】 期末手当 6月期：給料月額×1.20× 170/100 12月期：給料月額×1.20× 180/100</p> <p>【議員】 期末手当 6月期：報酬月額×1.20× 170/100 12月期：報酬月額×1.20× 180/100</p>	<p>【町長・助役・収入役・教育長】 期末手当 6月期：給料月額×1.15× 155/100 12月期：給料月額×1.15× 170/100</p> <p>【議員】 期末手当 6月期：給料月額×1.15× 155/100 12月期：給料月額×1.15× 170/100</p>	<p>4役、議員の期末手当</p> <p>6月：給料(または報酬)月額× 1.20×155/100 12月：給料(または報酬)月額× 1.20×170/100</p> <p>(支給率は14年12月改正で下げたままの状況である)</p>	両町の特別職の職員は、失職することになる。	秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
6 特別職の旅費	<p>【旅行命令権者】 市長、助役、収入役等…市長決裁</p> <p>【旅費の額】 普通旅費 鉄道賃：定額支給（秋田市職員等の旅費に関する条例第11条） 船賃：定額支給（秋田市職員等の旅費に関する条例第11条の2） 航空賃：実費支給（秋田市職員等の旅費に関する条例第11条の3） 車賃：37円/km（秋田市職員等の旅費に関する条例第12条） 日当(1日につき): 市長、助役、収入役、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者3,000円 宿泊料(一夜につき): 市長、助役、収入役、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者 甲地14,800円 乙地13,300円 食卓料: 市長、助役、収入役、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者3,000円</p> <p>【旅費の支給】 旅費の支給日:出発前に概算請求により支払う 支給方法 :口座振込</p>	<p>【旅行命令権者】 県外……町長決裁 県内……助役</p> <p>【旅費の額】 一般職の職員に準ずる 普通旅費 鉄道賃:路程に応じて、鉄道旅客貨物運賃算出表により支給 普通車実費:路程に応じ、1kmあたりあたりの定額(30円)により支給 船賃 :路程に応じ、旅客運賃により支給 航空賃:路程に応じ、旅客運賃により支給 日当(片道50kmを超える場合、1日につき): 2,600円 宿泊(一夜につき): 甲地 13,100円 乙地 11,800円 食卓料: 2,600円</p> <p>【旅費の支給】 旅費の支給日:概算若しくは清算にて支給(支給日の定めなし) 支給方法 :口座振込</p>	<p>【旅行命令権者】 町長</p> <p>【旅費の額】 鉄道:グリーン指定席料金支給 航空賃:実費 車賃:4037円 日当:県内なし 県外2,600円 宿泊料:甲地方13,100円 乙地方11,800円 食卓料:2,600円の規定はあるが、支給例なし 旅費支給日、方法:事前に概算払い。終了後精算。</p>	両町の特別職の職員は、失職することになる。	秋田市の制度に統一する。